

# 『漢書』刑法志考証

堀 毅

まえがき

一 『漢書』諸本の由来と諸家の註について

二 顔師古註に関する諸見

三 『漢書』刑法志校勘記

四 顔師古註への疑義

あとがき

まえがき

世界四大文明の一翼を担い、かつ、先人の遺産を近現代に至るまで絶やすことなく継承したという点で、中国文化は世界文化史上、比類ない悠久なる歴史を有する。これに加えて、更に、驚嘆に値することは、三千年ほどの往古の時代から、社会に生じた事象を文字によって記録していたことである。

漢以後になると、歴代王朝の記録は、いわゆる「正史」と称される官撰の書として著され、そのほとんどが今日まで伝っている。正史は『史記』に始まるものであるが、刑法志に関しては、『史記』に収められていないため『漢書』をもって創始とする。従って、中国法史上、『漢書』はとりわけ重要な意義を有するといえる。また、この書の版本に関しては、竹簡によって記された原本がその後、幾度か抄写され、宋代に至り、印刷技術の発達により広く流布し

ていったという経緯を有しており、現存最古の版本としては、宋代刊行の「景祐本」の存在が知られている。

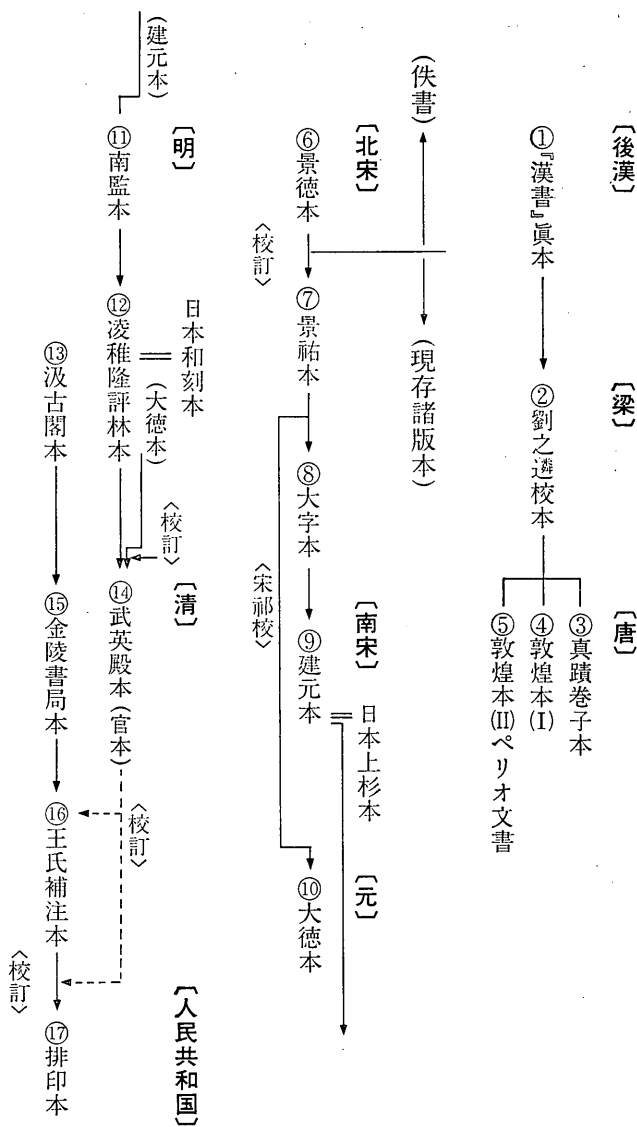
ところが、こと「刑法志」に関しては、唐代の写本の一部が、ペリオによって敦煌よりもたらされ、これによって、宋版以前の『漢書』の旧抄本を見ることができると、王重民氏によると、この抄本は、晋の蔡謨による『漢書集解』であるとされている。<sup>(1)</sup> この書の文献価値の高さは、時代的に宋刊本より古いという点に加えて、顔師古以前の旧註を実見できるという点にある。

本稿においては、唐代の抄本と現存刊本の中で最も整備された『王先謙前漢書補注』とを校比することにより『漢書』の原典をたどるとともに、唐代になされた顔師古註の問題点につき論及する。大方のご叱正を賜れば幸甚である。

## 一 『漢書』諸本の由来と諸家の註について

『漢書』の版本に関して、古くは、宋・高似孫『史略』に述べられ、また、清末の考証学者范公詒によって『兩漢書旧本攷』二巻が著され、その門人である黄任恒により校補がなされ、<sup>(2)</sup> 張儉生、<sup>(3)</sup> 張元濟、<sup>(4)</sup> 倉田淳之助、<sup>(5)</sup> 平中苓次の諸氏により詳しい考察がなされている。そこで、北宋より現代に至る『漢書』版本の系統を次図に示しておく。

右図のごとく、現在に伝わる『漢書』の諸本は、北宋の景祐本を最古とし、中華人民共和国中華書局版の排印本を最新版とするが、『漢書』の原本そのものは、後漢の班固により主撰されたものであり、後漢以後の諸家による註釈も、大きな文献的価値を有するものである。従って、『漢書』の校訂をなすに際しては、本文の辞句の異同は勿論、後に付された註釈に対しても慎重な吟味がなされなければならない。『漢書』に対する註は多くの註釈家によりなされたが、近世に至るまで、その名をほしいままにしたのは、唐・顔師古註である。





かつて、顔師古は『漢書』本文の縁起に相当する部分に「漢書叙例」なる一節を設け、師古が採った二三家の註釈家を限定的に列挙している。ところが、張儉生氏らの考察によっても明らかならず、「叙例」に掲げられたもの以外の諸家の註をも参閲していることは明らかである。<sup>(7)</sup>そこで、『漢書』師古註成立に至る註釈書の系譜を確認する意味で、現在知りうる限りの註釈を次表に示しておこう。

## 二 顔師古註に関する諸見

右表によると、師古は晋・南朝から隋・唐という比較的新しい註を採らずこれらを除外しているということが明らかにされようが、後世の学者の中には、師古によるこの様な註釈法に、批判的立場をとる者も少なくない。すなわち、

(i) 姚班は、「かつて彼の曾祖父の姚察が撰した『漢書訓纂』の多くが、後世の『漢書』註釈家により、姓名を隠されその者による説とされていること」を案じ、ついに『漢書紹訓』四十巻を撰し、もって旧義を明らかにし、世に出だした、と暗に師古を批判している。<sup>(8)</sup>

(ii) 宋祁は「私はかつて蕭該の『漢書音義』若干篇を見た。当時はこの書に対し異説をもっていたが、今はそっくり佚失してしまった。師古は諸家の漢書注を集めた。そして、この書については見ていないと言う。ところが、やはり『漢書音義』を参閲していたのであろう。……」と、師古註の典拠に対し疑問符を呈している。<sup>(9)</sup>

(iii) 高似孫は「試みにその重複の甚々しきを掇うと「郷」に註して「嚮」の音を付し、「解」に註して「懈」の音を付すが如くである」と師古註の繁複なることを指摘する。<sup>(10)</sup>

(iv) 王鳴盛は「師古の叔父の顔遊秦は『漢書決疑』十二巻を撰し、学者の間においても名声を博していた。ところ

が、師古が『漢書』に註するに当たっては、多くは叔父の業を取っている。そして師古の記すところの「叙例」を見ると一切叔父のことに論及するところがない。そして、このことは『漢書』全体を通じても同様である。『唐書』の師古伝を見ると、彼はもと刊正を興っていたとあるが、官に登用されてから、『漢書』の讐校をなす様になった。官人としての師古は、素流を抑え、貴勢を先にし、富商大賈をもって官に挙げた。世間で取り沙汰するところによると、賄賂に動かされていたようであった。唐の太宗も「師古の学識は見るべきものがあるが、官人としては、清論の許すところには至らない」と謂っているではないか。師古の人となりはこの程度で、叔父の業績を盗みながらその名を覆っているが、これもこの一端に過ぎないであろう」とその鋒先を師古の人格にまで及ぼしている。<sup>(11)</sup>

(v) 洪頤煊は「顔師古の『漢書集注』は多く他人の説を盗んで己が説となすものである」とし、多くの事例を挙げつつ批判を加えている。<sup>(12)</sup>

(vi) 沈欽韓は『漢書疏証』において「師古注」を評し「いま師古また專註を標す。しかるに、天文・地理は孟康・臣瓚にあらざるば發明することなく、典章風俗は、応劭・如淳にあらざるば宣究すること能わず。故に『律歴志』『天文志』『翼奉伝』『京房伝』の諸篇には一言たりとも通じていない」と評している。<sup>(13)</sup>

(vii) 朱一新は、「枚乘伝にて、隱匿に注して東南に僻處する也と謂うも、『文選』章昭注なり。梁下屯方十里なればすなわち張晏注なり。今の『漢書』は均しく以って師古注となす。」<sup>(14)</sup>と師古による他家の註の盗用を指弾している。

(viii) 趙翼は「古人の著述は、先に創作したものが名を得ず、之を集めた者が、却って、その上に出で、遂には高名を擅にする。この様なことは『漢書』や「師古注」に限ったことではない」と、顔師古に対し、直ちに、清朝考証学のものさしをあてることへの疑義を呈している。<sup>(15)</sup>

師古註に対しては、その他、毛晋<sup>(16)</sup>、顧炎武<sup>(17)</sup>、胡秉直<sup>(18)</sup>らにより若干の批評がなされている。なお、一般的な師古評と

しては『新唐書』本伝に「時人謂杜征南、顔秘書為左丘明、班孟堅忠臣」とある。

以上、前近代における諸家の見解を総合すると、

- ① 先人の説をたやすく自説に置き換えている。
- ② 解釈上、何の意味も有しない註を敢えて付している。
- ③ 学者としての道義をわきまえていない。

と、極めて批判的である。独り、清・趙翼のみ、時代による倫理感の差異を斟酌すべきことを述べている。

筆者は、幸いにも、いわゆる旧註本(蔡謨註)と新註本(顔師古註)との校勘をなす機会を得た。次節においては『漢書』本文の考訂に加え、註釈の校勘をなし、師古註の本質に触れてみたい。

なお『漢書』(刑法志に論及あるもの)に関する参考書・論考については、拙稿「漢律溯源攷——『漢書』刑法志の再検討——」(『中国正史の基礎的研究』早稲田大学出版局、一九八四年所収)に詳述してあるが、前稿に追加すべきものとしては、

- ① 錢大昕『漢書弁疑』卷十二
  - ② 周壽昌『漢書注校補』卷十六
  - ③ 吳恂『漢書注商』刑法志第三<sup>(19)</sup>
  - ④ 趙增祥・徐世虹注、高潮審訂『公漢書・刑法志』注釈<sup>(20)</sup>
- があり、『漢書』と註釈に関しては
- ① 朱闡章「漢書許注輯証」<sup>(21)</sup>
  - ② 胡適「注漢書的辭環」<sup>(22)</sup>

- ③ 大島正二「顔師古漢書音義の研究(上)」「同上(下)」<sup>(23)</sup>
  - ④ 郭在貽「《漢書》字義札記」<sup>(24)</sup>
  - ⑤ 洪業「再論臣瓚」<sup>(25)</sup>
  - ⑥ 李廷先「王先謙《漢書補注》質疑」<sup>(26)</sup>
- がある。また、遺憾ながら、参閲し得なかつたものにも
- ① 楊惺吾『漢書二十四家古注輯存』<sup>(27)</sup>
- がある。

### 三 『漢書』刑法志校勘記

唐代抄写本と清代刊行本との校勘に先だち、まず、両本の由来につき記しておく。

- (I) ペリオ蒐集漢文書三五五七号・三六六九号<sup>(vo)</sup> 漢書刑法志残卷

ペリオ文書の中には『漢書』の残巻として、この刑法志のほか、「蕭望之伝」(蔡謨註)同(顔師古註)「王莽伝」(顔師古註)「漢書注」が収められている。

本文書は、一八九九年中国甘肃省敦煌県鳴沙山第二八八石窟より発見され、一九〇八年フランス人のペリオ(Pelliot)によりフランスに渡り、現在パリ国立図書館に収蔵されるものである。

しかし、マイクロフィルムによって、東洋文庫に保存され、さらに、近年『敦煌書法叢刊・経史(八)』の中に影印収録されているため今日、我々はほぼ原形に近いものを見ることが出来る。<sup>(28)</sup> この書の年代・書式等については、山本達郎氏により懇切なる紹介がなされている。その概略を示すと、<sup>(29)</sup>



① この文書の表面(ro)には、唐・大足元年(七〇一)の戸籍が記されており、裏面(vo)には『漢書』刑法志の一部が記されている。

② この二つの文書は上下幅二九cmの全く同質の紙に書かれている。

③ 三五五七号は長さ八四cmで三枚の紙片から成り、両端の紙IⅢは途中で切れており、三六六九号は長さ一二七cmで四枚の紙片から成り、右端の紙片Iは右下の一部を欠き、左端の紙IVは本来の紙片の右上の一部を残すのみである。

④ 両者がそれぞれ本来右の順序で連続していたことは、記載の内容からみてほぼ疑いのないところであるが、さらに裏面の紙縫に記載された文字と朱印によってこれを確認できる。

⑤ 三五五七号と三六六七号とは書写の形式・書体が全く同一で、筆蹟からみて同じ一人の手に成ったものと認められる。

のごとくである。

また、その残巻と刊行本との校勘は、すでに、王重民氏によりなされているが、そこで指摘された文字の異同はわずかに一二例となっている。これは、本章で採り上げる九七例の $\frac{1}{8}$ 足らずの件数にしか過ぎないので、ここでは、白紙の状態から校勘を行なうこととする。

本残巻の全文は、すでに、山本達郎氏によって排印されているが、数箇所にわたって誤植が見られるので、テキストとしては写真版を用いることとする。<sup>(31)</sup>

(II) 清・王先謙『漢書補注』

師古注本『漢書』が完成されて以来、『漢書』に対する多くの考訂・註解がなされたが、清・王先謙は、

- ① 錢大昕『廿二史考異』三六卷
- ② 同右『三史拾遺』五卷
- ③ 趙翼『二十二史劄記』三六卷
- ④ 王鳴盛『十七史商榷』一〇〇卷
- ⑤ 錢大昭『漢書弁疑』一二卷
- ⑥ 王念孫『漢書雜誌』一六卷
- ⑦ 沈欽韓『漢書疏証』三六卷
- ⑧ 周壽昌『漢書注校補』五六卷
- ⑨ 李慈銘『漢書札記』七卷

の九著を整理し、これに自説を付して『漢書補注』一〇〇巻を集大成した。これは正に、かつて顔師古が、後漢く唐の旧註を整理し、師古註本を集大成したことに比肩すべきものである。

この書は、清・光緒二十六年（一九〇〇）二月、長沙王氏虚受堂校刊本として世に出で、その後、台湾の芸文印書館の『注疏本二十五史』の内に収められ、影印刊行されている。（本節校勘で用いるテキストは慶応義塾大学図書館蔵の写真複写である）

#### 《校勘記凡例》

- 一 本校勘記は、(I)ペリオ蒐集漢文書三五五七号・三六六九号（背面）『漢書』刑法志殘卷と(II)清・王先謙『漢書補注』卷二「三」「刑法志」の本文および註に対するものである。
- 二 校勘の方法としては、まず、補注本を掲げ、辭句の異同のある箇所につき―を引き、番号を○で付しておいた。また、(一)

五・a・一〇)なる表記があるが、これは原文における卷二三「刑法志」の帖数・オモテ(a)ウラ(b)の別および行数を示すものである。

三 史料の性格上『漢書』本文と註釈とは分けておいた。

四 次の辞句については煩を避けるため、校勘の対象から除外しておいた。

「巨」―「以」 「道」―「導」 「二」―「壹」 「姦」―「紆」 「弗」―「不」 「廼」―「乃」 「屬」―「属」 「聽」―「聽」 「羣」―「群」  
「宜」―「宜」

五 敦煌本は唐代の抄本であるため、太宗の本名たる「世」「民」の両字を避諱している。このため民を巨、世を世に作るが、これも校勘の対象から除いておいた。

六 記事においては、漢書補注本を刊本、敦煌本を抄本と称することとする。

七 王重民氏によりすでに指摘された箇所には\*を付しておいた。

所曰教之也其定箠令師古曰箠策也所曰擊者也音止案反丞相劉舍御史大夫

衛綰請笞者箠長五尺其本大一寸其竹也未薄半寸皆平其節

補注先謙曰唐志漢當笞者笞臂如淳曰然則先時笞背也師古

用竹後世更以楚案漢法先或笞背復但鞭背耳書鞭作官刑鞭也補注周壽昌曰

也自是以來鞭杖笞兼用梁天監時尙有制鞭法鞭常鞭三等之

差載在令典鞭以皮爲之有生革熟鞞之分至隋始除鞭刑唐太

宗覽明堂鉞灸圍見人之五臟皆近背鉞灸失所則其害致死歎

曰夫箠者五刑之輕死者人之所重安得犯至輕之刑而或至

死乃詔罪人毋鞭背自是鞭刑永除知當日是鞭背非笞背也

得更人師古曰謂笞者重北齊刑律笞者笞臂而不中易人皆承漢

法畢一罪乃更人自是笞者得全然酷吏猶曰爲威死刑既重而

生刑又輕民易犯之及至孝武卽位外事四夷之功內盛耳目之

好徵發煩數百姓貧耗師古曰耗損也音呼到反窮民犯法酷吏擊斷姦軌不

勝於是招進張湯趙禹之屬條定法令作見知故縱監臨部主之

法師古曰見知人犯法不舉各爲故縱而所監臨部主有罪并連

坐也補送先謙曰食貨志自公孫宏以春秋之義繩下張湯以

前傳二十三

峻文決理於是見知之法生而廢格沮誹窮治之獄用矣咸宣傳

帝作沈命法曰羣盜起不發覺發覺而弗捕滿品者二千石以下

至小吏主孟康曰孝武欲急刑吏深急縱出之誅師古

者皆死孟康曰緩深故之罪害及故入人罪者皆寬緩急縱出之誅師古

曰吏釋罪人疑目為縱其後姦猾巧法轉相比况禁罔寢密師古

出則急誅之亦言尚酷其後姦猾巧法轉相比况禁罔寢密師古

漸也其律令凡三百五十九章補注先謙曰晉志叔孫通益律所

下亦同律令凡三百五十九章補注先謙曰晉志叔孫通益律所

十七篇趙禹朝律六篇合六十篇又大辟四百九條千八百八十

漢事決事集為令甲以下三百餘篇大辟四百九條千八百八十

二事死罪決事比萬三千四百七十二事師古曰比曰文書盈於

几閣典者不能徧睹是曰郡國承用者駁師古曰不曉其或罪同

而論異姦吏因緣為市師古曰弄法而受財若市買之所欲活則

傅生議所欲陷則予死比師古曰附議者咸冤傷之宣帝自在閭

閭而知其若此及即尊位廷吏路温舒上疏言秦有十失其一尚

存治獄之吏是也語在温舒傳上深愍焉迺下詔曰閒者吏用法

巧文寢深是朕之不德也夫決獄不當使有罪興邪不辜蒙戮師古

曰當重而輕使有罪者起邪惡之心也師古曰有父子悲恨朕甚

罪者更與邪惡無辜者反陷重刑是決獄不平故父史廷尉史也臣四

傷之今遣廷史與郡鞠獄任輕祿薄辭決獄事為鞠謂疑獄也李

奇曰鞠窮也獄事窮竟其為置廷平秩六百石員四人其務平之

也師古曰李說是也曰稱朕意於是選于定國為廷尉補注先謙曰百官表定國為廷

年詔律令有可蠲除以安百姓條奏見宣紀北魏志元年前一歲本始四

定國為廷尉集諸法律合二萬六千二百七十二條求明察寬恕

黃霸等曰為廷平季秋後請讞時上常幸宣室齋居而決事曰宣

室布政教之室也重用刑故齋戒曰決事晉灼曰未央宮中有宣

室殿師古曰晉說是也賈誼傳亦云受釐坐宣室蓋其殿在前殿

之側也齋則居之補注先謙獄刑號為平矣時涿郡太守鄭昌上

曰官本無晉說是也四字疏言聖王置諫爭之臣者非曰崇德防逸豫之生也立法明刑者

非曰為治救衰亂之起也今明主躬垂明聽雖不置廷平獄將自

正若開後嗣補注先謙曰不若刪定律令師古曰刪刊也有不律

令一定愚民知所避姦吏無所弄矣今不正其本而置廷平曰理

補注先謙曰

師古曰

商漢二十三

其末也政衰聽怠則廷平將招權而為亂首矣蘇林曰招音翹翹舉也猶賣弄也孟

康曰招求也招致權著己也師古曰孟說是也宣帝未及修正補注先謙曰官本考證云正監本訛政今改至

元帝初立迺下詔曰夫法令者所曰抑暴扶弱欲其難犯而易避

也今律令煩多而不約自典文者不能分明而欲羅元元之不逮

師古曰羅網也不逮言意識所不及斯豈刑中之意哉師古曰中當也其議律令可蠲除輕

減者條奏惟在便安萬姓而已補注先謙曰初元五年省刑法七十餘事除光祿大夫呂下至郎中

保父母同產之令見元紀至成帝河平中復下詔曰甫刑云五刑之屬三千大

辟之罰其屬二百師古曰甫刑即周書呂刑初為呂侯號曰呂刑後為甫侯故又稱甫刑今大辟之

刑千有餘條律令煩多百有餘萬言奇請它比曰日益滋師古曰奇請謂

常文之外主者別有所請曰定罪也它比謂引它類曰比附之稍增律條也奇音居宜反自明習者不知所由

師古曰欲曰曉喻眾庶不亦難乎於呂羅元元之民天絕亡辜豈

不哀哉其與中二千石二千石博士及明習律令者議減死刑及

可獨除約省者令較然易知條奏書不云乎惟刑之恤哉師古曰

與之辭恤憂也其審核之務準古法師古曰核朕將盡心覽焉有

言當憂刑也師古曰有司仲山父將之邦國若否

仲山父明之將行也師古曰有司仲山父將之邦國若否

國有不善之事則仲山父明之故引呂為美傷今不能然也

能因時廣宣主恩建立明制為一代之法而徒鉤撫微細毛舉數

事呂塞詔而已師古曰毛舉言舉豪毛之事輕小之甚塞猶當者

云元哀二帝輕殊死之刑一百二十三事手殺人者減死一等自

是日後著為常準故人輕犯法吏易殺人又言丞相王嘉輕為穿

鑿虧除先帝舊約成律數年之間百有餘事東觀記云元帝法律

少所改更孝成孝哀即位日淺聽斷尚寡丞相王嘉等猥呂數年

之閒虧除先帝舊約據此統奏不專斥嘉也班云有司毛舉塞詔

蓋亦即指嘉等但統呂輕減為非班呂毛舉為非用意各別亦足

見當日有司去取是呂大議不立遂呂至今議者或曰法難數變

失宜無所逃責矣師古曰塞謂不通也故略舉漢

此庸人不達疑塞治道聖智之所常患者也師古曰塞謂不通也故略舉漢

興呂來法令稍定而合古便今者漢興之初雖有約法三章網漏

107

108



(一七·b)

吞舟之魚

師古曰言疏闊吞舟謂大魚也

然其大辟尚有夷三族之令曰當三

族者皆先黥劓斬左右止

補注先謙曰官本止作趾

笞殺之梟其首菹其骨肉

於市

師古曰菹謂醢也菹音側於反補注李光地曰菹醢殷紂之刑楚詞后辛之菹醢兮殷宗用之不長

其誹謗詈

詛者又先斷舌故謂之具五刑彭越韓信之屬皆受此誅至高后

元年乃除三族罪祇言令孝文二年又詔丞相太尉御史法者治

之正所曰禁暴而衛善人也今犯法者已論而使無罪之父母妻

子同產坐之及收

補注沈欽韓曰坐者核其輕重減本人一等二等也收者無少長皆棄市也

朕甚弗

取其議左右丞相周勃陳平奏言

補注錢大昕曰公卿表孝文元年十月右丞相陳平為左丞相

太尉周勃為右丞相八月勃免平獨為丞相二年十月丞相平薨

十一月勃復為丞相是平勃同為丞相在元年非二年也文帝紀

平勃並相之時志云二年誤

父母妻子同產相坐及收所曰累

其心使重犯法也

師古曰重難也累音力瑞反補注先謙曰淮南汜論故因太祖呂累其心高注累恐也

收之道所由來久矣臣之愚計曰為如其故便文帝復曰朕聞之

前漢二十三

十七

法正則民懲罪當則民從師古曰懲謹也音正角反且夫牧民而道之曰善者

吏也師古曰道讀曰導導曰善導之也既不能道又曰不正之法罪之是法反害於

民為暴者也師古曰法害於人是法為暴朕未見其便宜孰計之平勃乃曰陛

下幸加大惠於天下使有罪不收無罪不相坐甚盛德臣等所不

及也臣等謹奉詔盡除收律相坐法其後新垣平謀為逆復行三

族之誅由是言之風俗移易人性相近而習相遠信矣師古曰論語云孔子

曰性相近習相遠也言人同稟五常之性其所取舍本相近也但

所習各異漸漬而移則相遠矣補注先謙曰官本注未矣作也

夫曰孝文之仁平勃之知猶有過刑謬論如此甚也而況庸材溺

於未流者乎周官有五聽八議三刺三宥三赦之法師古曰刺殺

則殺之也有寬也赦舍也謂釋置也五聽一曰辭聽師古曰觀其出言不直則煩二曰色聽師古

其顏色不直則變三曰氣聽師古曰觀其氣息不直則喘四曰耳聽師古曰觀其聽五

曰目聽師古曰觀其瞻八議一曰議親師古曰王之親族也補注

沈欽韓曰唐律注謂皇帝

祖免呂上親及太皇太后皇太后二曰議故師古曰王之故舊也

總麻呂上親皇后小功呂上親二曰議故師古曰王之故舊也

疏議謂宿得侍見三曰議賢師古曰有德行者也補注沈欽韓曰唐律

特蒙接遇歷久者三曰議賢師古曰有德行者也補注沈欽韓曰唐律

先請是也四曰議能師古曰有能者補注沈欽韓曰說文罷遣五曰

議功師古曰有大勳力者補注沈欽韓曰疏議謂能斬將搃旗六

曰議貴師古曰爵位高者補注沈欽韓曰鄭七曰議勤師古曰

事國者也補注沈欽韓曰疏議謂大將吏恪八曰議賓師古曰謂

居官次夙夜在公若遠使絕域經涉險難者八曰議賓師古曰謂

王所不臣者也自五聽三刺一曰訊羣臣二曰訊羣吏三曰訊

下至此皆小司寇所職也三刺一曰訊羣臣二曰訊羣吏三曰訊

萬民師古曰訊三宥一曰弗識二曰過失三曰遺忘師古曰弗識

非意也遺忘勿忘也補注三赦一曰幼弱二曰老耄三曰蠢愚師

先謙曰官本勿作忽是三赦一曰幼弱二曰老耄三曰蠢愚師

曰幼弱謂七歲呂下老耄謂八十上蠢愚生而癡騷者自三刺

補注先謙曰凡囚上罪梏拳而桎中罪梏桎下罪梏王之同族拳

官本又作一凡囚上罪梏拳而桎中罪梏桎下罪梏王之同族拳

有爵者桎已待弊師古曰械在手曰梏兩手同械曰拳在足曰桎

弊斷罪也自此已上掌囚所職也梏音古篤反

有爵者桎已待弊師古曰械在手曰梏兩手同械曰拳在足曰桎

弊斷罪也自此已上掌囚所職也梏音古篤反

有爵者桎已待弊師古曰械在手曰梏兩手同械曰拳在足曰桎

弊斷罪也自此已上掌囚所職也梏音古篤反

拳即拱手也在音之日反弊音蔽補注周壽昌曰鄭司農注拳者兩手共一木也在枯者兩手各一木也顏從後鄭說為長高

皇帝七年補注先謙曰據高紀是年制詔御史獄之疑者吏或不

敢決有罪者久而不論無罪者久繫不決補注先謙曰官本自今無罪下少一者字

已來縣道官獄疑者各讞所屬二千石官補注先謙曰讞者平議其罪而上之二千

石官已其罪名當報之師古曰當謂處斷也所不能決者皆移廷尉廷尉亦

當報之廷尉所不能決謹具為奏傳所當比律令已聞師古曰傳讀曰附

上恩如此吏猶不能奉宣故孝景中五年復下詔曰諸獄疑雖文

致於法而於人心不厭者輒讞之補注先謙曰此止摘其後獄吏詔末語餘見景紀

復避微文遂其愚心至後元年又下詔曰獄重事也人有愚智官

有上下獄疑者讞有令補注先謙曰讞者已報讞而後不當讞者謂先已著令

不為失師古曰解並在景紀自此之後獄刑益詳近於五聽三宥之意二年

復下詔曰高年老長人所尊敬也鰥寡不屬逮者人所哀憐也師古

(一九·b)

日屬音其著令年八十已上八歲已下及孕者未乳師古曰乳產也音人喻反

師朱儒如淳曰師樂師盲瞽者朱儒短人不能走者當鞠繫者頌繫之師古曰頌讀日容容寬容之不

桎桎至孝宣元康四年又下詔曰朕念夫耆老之人髮齒墮落血氣

既衰亦無暴逆之心今或羅于文法補注先謙曰官本羅作羅是執于囹圄不

得終其年命朕甚憐之自今已來諸年八十非誣告殺傷人它皆

勿坐至成帝鴻嘉元年定今年未滿七歲賊鬪殺人及犯殊死者

上請廷尉已聞得減死合於三赦幼弱老眊之人此皆法令稍定

近古而便民者也師古曰近音其靳反孔子曰如有王者必世而後仁善人

爲國百年可已勝殘去殺矣師古曰論語載孔子之言此謂若有受命之王必三十年仁政乃成也勝

殘謂勝殘暴之人使不爲惡去殺不行殺戮也言聖王承衰撥亂而起被民已德教師古

加也音皮義反變而化之必世然後仁道成焉至於善人不入於室然猶

百年勝殘去殺矣師古曰論語稱子張問善人之道子曰不踐迹亦不入于室也言善人不但修踐舊迹而已固

少自創制然亦不能入聖人之  
室補注先謙曰官本注無也字此為國者之程式也今漢道至盛

歷世二百餘載師古曰今考自昭宣元成哀平六世之間斷獄殊

死率歲千餘口而一人如清曰率天下犯罪耐罪上至右止三倍

有餘李奇曰耐從司寇呂上古人有言滿堂而飲酒有一人鄉隅

而悲泣師古曰鄉則一堂皆為之不樂王者之於天下譬猶一堂

之上也補注葉德輝曰文選筮賦注引說苑曰古人于天下譬一

人皆不樂韓詩外傳曰眾或滿堂而飲一人獨索然向隅泣則一堂之

酒有人向隅悲泣則一堂為之不樂故一人不得其平為之懷

愴於心今郡國被刑而死者歲已萬數天下獄二千餘所補注先

理志縣邑道侯國一千五百八十七續志注孝武帝其寃死者多

置中都官獄二十六所此二千餘所二蓋一字之誤

少相覆獄不減一人此和氣所已未洽者也原獄刑所已蕃若此

者師古曰蕃多禮教不立刑法不明民多貧窮豪桀務私姦不輒

得獄豻不平之所致也服虔曰鄉亭之獄曰豻臣瓚曰獄岸獄訟

也師古曰小雅小宛之詩云宜岸宜獄

宜獄

前漢書二十三

說是也補注沈欽韓曰服虔說本韓詩釋文云岸韓詩作犴云鄉

文一說犴野犬所書云伯夷降典愆民惟刑師古曰周書甫刑

以守故謂獄為犴伯夷下禮法曰道人習知禮然後用刑也補注先謙曰世本伯

夷作五刑此典禮兼作刑之證大傳引書曰折民曰刑則今文作

折班用今文據下文意志文作折言制禮曰止刑猶隄之防溢水

無疑後人用馬本改愆顏注未審也今隄防凌遲禮制未立死刑過制生刑易犯饑寒並至窮斯濫

盜豪華擅私為之囊橐師古曰有底曰囊無底曰橐姦有所隱則

狃而寢廣師古曰狃申習也寢此刑之所曰蕃也孔子曰古之知

法者能省刑本也今之知法者不失有罪未矣師古曰省謂滅除

本也不失有罪事止聽訟所曰為未補注沈欽韓曰孔叢論列篇

子張曰古之知法者與今之知法者異乎孔子曰古之知法者能

遠今之知法者不失有罪不失有罪其於怨寡矣又曰今之聽獄

能遠則於獄其防深矣寡怨近乎濫防深治乎本者求所曰殺之古之聽獄者求所曰生之補注沈欽韓曰孔叢子

其意不惡其人求所曰生之不得其所以生乃刑之今之與其殺

聽訟者不惡其意而惡其人求所曰殺是反古之道也

不辜寧失有罪今之獄吏上下相驅曰刻為明深者獲功名平者

多後患諺曰鬻棺者欲歲之疫師古曰鬻賣也疫癘病也鬻音育疫音役補注葉德輝曰淮南說林

訓鬻棺者欲民之疾病也據此則諺非憎人欲殺之利在於人死

也今治獄吏欲陷害人亦猶此矣凡此五疾補注先謙曰禮教不立一也刑法不明二

也民多貧窮三也豪桀務私姦不輒得四也獄豻不平五也上又分承言之獄刑所曰尤多者也自建

武永平民亦新免兵革之禍人有樂生之慮補注朱子文曰既云新免兵革之禍當日

人有樂生之意慮字相去不遠此傳寫之誤也與高惠之閒同而政在抑彊扶弱朝無

威福之臣邑無豪桀之俠曰口率計斷獄少於成哀之閒什八可

謂清矣師古曰十少其八也然而未能稱意比隆於古者曰其疾未盡除而

刑本不正善乎孫卿之論刑也補注先謙曰語見正論篇曰世俗之為說者曰

為治古者無肉刑師古曰治古謂上古至有象刑墨黥之屬菲履

赭衣而不純師古曰菲草履也純緣也衣不加緣示有恥也菲音扶味反純音之允反補注先謙曰墨一名黥此墨跡

三



(一一·b)

謂以墨畫當黥不加刻涅也荀子楊倞注引慎子曰有虞氏之誅以畫跪當黥曰草纒當劓曰履樹當刑曰艾畢當宮又尚書大傳曰唐虞之象刑上刑赭衣不純中刑雜屨下刑墨劓

塚巾也案菲屨與履樹同或草或樹為履樹泉也 是然矣曰為治古則人莫觸罪邪豈獨無肉刑哉亦不待象刑矣師古曰人

象刑無所施也 曰為人或觸罪矣而直輕其刑是殺人者不死而傷人者

不刑也罪至重而刑至輕民無所畏亂莫大焉凡制刑之本將曰

禁暴惡且懲其末也師古曰懲止也補注錢大昭曰荀子作徵其

字魯頌荆舒是懲史記建元未楊倞注曰徵讀為懲未謂將來案徵古懲

曰來侯者表引作荆荼是徵 殺人者不死傷人者不刑是惠暴而寬惡也故象刑非生治古方起於亂今也如淳曰古無象刑也所

人惡刑之重故遂推言古之聖君但曰象刑天下有象刑之言者近起今

自治補注先謙曰官本生下有於字是荀子亦有 凡爵列官職賞

慶刑罰皆曰類相從者也一物失稱亂之端也師古曰稱宜也音

曰稱權稱也失稱謂失其平 德不稱位能不稱官賞不當功刑不當罪不祥莫大矣焉補注錢大昭曰矣字衍荀子及夫征暴誅悖治之威也補

漢紀皆無先謙曰官本無矣字

先謙曰荀子倅作倅  
威作盛並形近字  
殺人者死傷人者刑是百王之所同也未有

知其所由來者也故治則刑重亂則刑輕  
李奇曰世所治者乃  
刑重也所亂者乃刑

輕也補注錢大昭曰李說非也楊倓曰為治世刑必行  
則不敢犯故重亂世刑不行則人易犯故輕其說得之犯治之罪

固重犯亂之罪固輕也  
補注先謙曰郝懿行云治期  
書云刑罰世

重世輕此之謂也  
師古曰周書甫刑之辭也  
所謂象刑惟明者補

先謙曰官本考證云象  
言刑罰輕重各隨其時  
師古曰虞書益稷曰咎

惟明言敬其次敘施  
安有菲屨縗衣者哉孫卿之言既然又因俗  
其法刑皆明白也

說而論之曰  
補注先謙曰自此  
禹承堯舜之後自己德衰而制肉

刑湯武順而行之者曰俗薄於唐虞故也  
補注沈欽韓曰通典丁

流宥五刑呂刑苗民作五虐之刑爰始淫為劓刑  
極跡案此肉刑

在於蚩尤之代而堯舜曰流放代之故跡劓之文不載唐虞之籍  
禹承舜禪與堯同治必不釋三聖而遠則兇頑固可知矣湯武之

王獨將奚取於呂侯故叔向云三辟之興皆叔世也此則近君子  
有徵之言矣先謙曰據此文知班以肉刑始於夏禹而叔向

所云叔世對上世言之尤其明證丁說雖辨臆測之詞耳  
今漢

前漢書卷一百一十一

三

前漢書二十三

三

承衰周暴秦極敝之流俗已薄於三代而行堯舜之刑是猶曰鞮

而御驛突孟康曰曰繩縛馬口之謂鞮晉灼曰鞮古羈字也如淳曰驛音捍突惡馬也師古曰馬絡頭曰羈也補注先謙

日說文驛馬突也淮南泡論作駢馬高注駢馬突馬也駢即驛之省官本羈作駢絡作駢

肉刑者本欲曰全民也今去髡鉗一等轉而入於大辟曰死罔民

失本惠矣師古曰罔謂羅網也補注王念孫曰本惠當為本意字之誤也除肉刑曰全民文帝之本意也今曰死罔民則

失其本意本意二字承上本欲曰全民而言若作本惠則非其指矣漢紀孝成紀作非其本意矣是其證唐魏徵羣書治要所引已

誤故死者歲曰萬數刑重之所致也至乎穿窬之盜忿怒傷人男

女淫佚吏為姦臧師古曰佚讀與逸同若此之惡髡鉗之罰又不足曰懲也

故刑者歲十萬數民既不畏又會不恥刑輕之所生也故俗之能

吏公曰殺盜為威專殺者勝任奉法者不治亂名傷制不可勝條

是曰罔密而姦不塞刑蕃而民愈嫚師古曰塞止也蕃多也音扶元反嫚與慢同必世

而未仁百年而不勝殘誠曰禮樂闕而刑不正也豈宜惟思所曰

清原正本之論補注先謙曰豈宜宜也周刪定律令饗二百章已

應大辟孟康曰饗音撰補注錢大昕曰說文饗具食也从食其

罪次於古當生令觸死者皆可募行肉刑李奇曰欲死邪欲腐邪

羣議云漢除肉刑而增加笞本與仁惻而死更眾所謂名輕實重

也名輕則易犯實重則傷民且殺人償死合於古制至於傷人或

殘毀其體而裁剪毛髮非其理也若用古制使淫者下於蓋室盜

者刑其足永無淫放穿窬之患矣夫三千之屬雖未可卒復若斯

數者時之所患宜先施用漢律所設殊死之罪仁所不及也其餘

逮死者可引刑代如此則所刑與所生足引相質矣今已笞死之

法易不殺之刑是重人肢體及傷人與盜吏受賕枉法男女淫亂

皆復古刑為三千章詆欺文致微細之法悉蠲除也音丁禮反補

注先謙曰後書陳寵傳寵請令三公廷尉平定律令應經合義者

可使大辟二百而耐罪贖罪二千八百并為三千悉刪除其餘令

與班如此則刑可畏而禁易避吏不專殺法無二門輕重當罪民

命得全合刑罰之中嚴天人之和李奇曰順稽古之制成時雍之

化成康刑錯雖未可致孝文斷獄庶幾可及詩云宜民宜人受祿

三

三

(三三・b)

于天師古曰大雅假樂之詩也蓋嘉成王之德云書曰立功立事可曰永年師古曰今

辭也永言為政而宜於民者功成事立則受天祿而永年命所謂

一人有慶萬民賴之者也師古曰呂刑之辭也一人天子也言天子用刑詳審有福慶之惠則眾庶咸賴

也之

刑法志第三

漢書二十三

Pelliot chinois  
Touen-huang 3669

也其變善令至相劉

醫者葉長五尺其本大一寸其

其前當曾者位官屬如其曰

且是者者禮登位出法道也下

又韓良不為犯之及至孝武即位外事四夫之切內威

罪不過好微黃煩致百城資耗窮臣犯法陪是擊

斷姦亂不驚未是始逆張湯趙馮之屬祿之法命作

見知穴能監臨部至之法緩深故之罪李武敬急刑吏深宮及故人入罪

媛皆出之獄其後新猾巧法轉相比况禁網

浸毒律令凡三百五十九章大辟四百九十條千

八百八十二事死罪使事以萬三千四百七十二事

人等懸於几閱典者不能徧睹是以郡國承用者

以禁而論異奸吏緣為市所欲活用傳生議

所欲陷則予死比議者咸惑傷之宣帝自在閭闔而

知其若此及即尊位廷史路温舒上疏言曰秦有十

未其也存治獄之吏是也語在温舒上深愍焉乃

下詔曰聞者吏用法巧文浸深是朕之不德也夫史獄

不當使有罪與耶等灼日當重而輕使有罪者盡邪惡之心不辜若殺父子悲

恨朕也傷之今遣廷史與郡鞠獄如淳曰廷史廷尉史也以四時史獄為鞠謂鞠獄

任輕釋薄其為置廷平秩六百石負四人其務平以之稱

朕意於是選于定國為廷尉求明察寬恕黃霸等以

為經平齊欽後諸獄附上帝幸宣室如淳曰未宣室齊而

治政刑部刑部為平矣時添郡太守鄭昌上疏言聖王置

諫爭之臣者非以崇德防逸豫之生也立法明刑者非以為

治救衰亂之起也今明立賢孟明聽雖不置廷平將

自正若關後嗣不為刑定律之令之壹定惡且知

所遊對廷無所弄矣今不正其本而置廷平以理

其末也衰聽息則廷平將怡權日始權者已也而為

亂首矣宣帝未及供正至元帝初立乃下詔曰夫

法令者所以抑暴扶弱欲其難犯而易避也今律令

煩多而不約自與失者不能示明而欲羅元之之不逮



斯豈中刑之意哉其議律令可蠲除輕減者終奏惟  
 在便安萬民而已至成帝河平中後下詔曰甫刑士五刑  
 之屬三千大辟之罰其屬二百今大辟之刑千有餘律  
 令煩多百有餘萬言奇請他比如浮日奇讀奇秘諸不在律文所宜輕重決罪日奇  
請以之故欲後人依以故事日以益滋自明習法不知所由欲以曉喻衆  
 庶不亦難乎於以羅元之之且而反絕亡存乎豈不哀哉  
 其與中二千石之博士及明習律令者議減死刑及  
 可蠲除鈞者者令駁然易知條奏書不去字惟刑  
 之恆哉惟刑之故遠也古文曰區之憂也言當要刑其審按之務准古法朕將  
 盡心覽焉有司無仲山甫將明之材不能回時廣宣主  
 恩逮要明制為三代之法而徒鈞撫微細毛舉數事

以塞詔而已。是以大敵不交，遂以至今。議者或曰：法難數變，此廢人不遠。經塞治道，聖智之所常慮者也。故略舉漢興以來法令，稍定而合古便今者。

漢興之初，雖有約法三章，細漏吞舟之魚，名雖其大，辟尚有夷三族者之令。且當三族者，皆先隳剝斬左右趾，後殺之。巢其首，道其骨，肉於市，具罪誇詈，謂者又先斷若，故謂之具五刑。故韓信之屬，皆受此誅。至高祖九年，乃除三族罪。姬言令孝文二年，又詔丞相爰射，御史法者治之，正所以禁暴而脩善人也。今犯法者已論，而使無罪之大夫，妻于國，廢之，及收朕甚矣。及其誅左，丞相思謀，斷平奏言，以婦妻于國，產坐及收，所累其心，使與犯法也。故之，道可也。來去夫自之，意計以為知其法，使文帝復曰：朕聞之。

法正則臣等罪當則臣從且夫牧民而道之以善者是  
 也既不稱尊又以不正之法罪之是法反害於民為暴  
 者也朕未見其便宜豈計之乎數乃日陛下章叔去  
 於天下使有罪不收無罪不相望甚威德臣等所  
 不及也臣謹奉詔盡除收律相承堅法其後新垣平  
 謀為逆後行三族之誅由是言之風俗移易人性相化  
 而習相遠信矣以孝文之仁平教之知猶有過刑探  
 獄如此甚也而况庸材測於未泯者乎  
 周官有五聽八誡三刺三省三赦之法五聽一曰辭聽二  
 曰色聽三曰氣聽四曰耳聽五曰目聽八誡一曰親二曰  
 謀故三曰執贖四曰議能五曰議貴六曰議勤七曰議



一曰詳群臣二曰詳群吏三曰詳萬戶三省一  
日者職二曰過誤三曰遺忘四曰教首幼弱二曰老老

二曰卷惡凡四上罪楷拳而程音華中罪楷程  
下罪楷王之間音駸拳有爵者程音待弊

高皇帝七年制詔御史獄之疑者吏或不交

決有罪者久而不論無罪

來縣道官獄疑

已平察其罪為

神地附已

浸瘡此刑之所以蕃也孔子曰知之知法者能省刑李  
 今之知法者不失其罪未矣又曰今之聽者獄求以殺之  
 古之聽獄者求所以生之與其較不奪寧失有罪今  
 獄吏上下相驅以利為明深者獲功名平者多後患  
 該日驚怖者欲殺之夜非憎人訟較之利在於人死  
 也今治獄吏欲陷害人亦猶此矣凡此五疾獄刑所以尤多  
 者也自建武永平巨亦新免兵革之禍人有樂生之慮  
 為高惠之間同而政在柳扶弱朝無威福之臣已  
 無豪傑之俠以率計斷獄少於哀成之間什八可

謂精然而未始悔志隆於若者以其疾未盡除  
 而刑本不正甚乎孫卿之論刑也曰世俗之為說者以為  
 消盡其肉刑有家刑墨跡之屬非屨縶衣而不徒自非  
口此知之是不然夫以為治在刑人莫觸罪耶直獨其南  
 刑哉亦不待家刑夫以為人成備實美而直輕其刑之  
 教人者不死而傷人者不刑也罪至重而刑至輕巨無所  
 畏亂莫大焉凡制刑之本持以禁暴惡且懲其本也  
 殺父者不死傷人者不刑是惠暴而寬也故家刑  
 非生於治古也起於亂今也也起於亂今也也起於亂今也也  
 職官賞慶刑罰皆以類相從者也一物失稱亂之端

也德不稱位能不稱官賞不當功刑不當罰不祥莫  
 大焉夫征暴誅悖治之威也殺人者死傷人者刑是百  
 王之所同未有知其由來者也故治則刑重亂則刑輕  
 犯治之罪固重犯亂之罪固輕也書云刑罰世重世輕此  
 之謂也書所謂象刑維明者言象天道而作刑安有  
 非屨赭衣者哉孫卿之言既然又曰俗說而論之曰暴  
 堯舜之後自以德衰而制內刑湯武順而行者以俗薄  
 於唐虞者也今漢承秦周暴秦極弊之流俗已薄於三  
 代而作堯舜之刑是猶以鞶鞶而御驛馬如漢曰鞶鞶以鞶  
 馬頭曰鞶鞶之馬  
 違救時之宜矣且除肉刑者本欲以全臣也今去既鉅一節  
 轉而入於火辟死罔臣失本惠矣故死者歲以萬數刑

重之所故也。至于穿窬之盜，怒傷人，男女淫泆，走為刑  
 穢，若此之惡，既鉅之罰，又不足以懲也。故刑者歲十萬，較  
 已既，亦累次曾不取刑，輕之所法也。故俗之徒，夫以殺豕  
 為或專，教者既任奉法者，不治孔急，傷制不可勝條，  
 是以網整而禁未塞，刑善而虐愈熾。此世而未仁，百身  
 百而不勝，殘賊以礼樂開而刑不亟也。豈宜堆思所以遠  
 原正本之議，剛之律令，卷三百章。卷言人應大辟其  
 論罪者論罪生今圖重者論殺罪可殺行肉刑及傷人  
 此是受肺枉法，男女淫亂皆傷古刑為三千。平該  
 息文致微細之法，意獨除如此則刑可畏而禁易避。是



不專教法無二門輕重當罪已命得全合刑罰之中  
 殺天人之和李奇曰順古之制成黜罪之化成康刑錯難  
 未可致孝文斷獄庶幾可及詩曰宜已宜人受祿于天  
 書曰立功立事可以永年言為政宜而於已者功成事  
 立則受天祿而永年命所謂人有慶萬已賴之者也

### 刑法志第三

〔本文〕

①百姓貧耗（一五・a・一〇）\*

「百姓貧耗」に作る。原文は「及至孝武即位外事四夷之功内盛耳目之好徵發煩數」に上接しており、刊本抄本共に成り立つ。

②\* 於是招進張湯趙禹之屬（一五・a・一一）

「招進」に作る。『荀子』議兵篇に「招延募選」とあり、註に「招延、謂引致之」とある外、『史記』梁孝王世家、『漢書』梁孝王伝、『三国志』呉志・孫權伝等に用例が見られる。ちなみに「招進」は右原文以外の用例を見ていない。

③ 法令作。見知故縦（一五・a・一一）

「縦」に作る。「作」は作の本字（『正字通』に「作、本作作」とある）であり、両本とも成り立つ。なお、『五体字鑑』には次のことき字体が見られる。<sup>(32)</sup>

作  
鏡鑑造象

作  
泰和碑文

作  
北海相景君銘

④ 禁罔寢密（一五・b・三）

「禁罔」に作る。「禁罔」が法網を意味する以上、抄本における「網」に従うべきである。

⑤\* 大辟四百九條（一五・b・五）

「四百九十條」に作る。数字の表記法上、抄本に利があるようであるが、「十」を衍字と見るよりも、刊本の脱字と判断したい。王重民氏は「顔本衍十字」とする。

⑥ 因縁爲市（一五・b・八）

単に「縁爲市」に作る。もとより「因」も「縁」も上意を承けて“よって”或は“よりて”の意味を

有する。しかし、「よって」を表すときは、そのうち一語を用いるのが通常であろう。そして、「因縁」と熟すと語の意味が変化する。従って、抄本に従うべきであろう。

⑦所欲活則傳生議（一五・b・八〜九）

「用傳生議」に作る。用でも意味は通じるが、原文には「所欲陷則予死比」と下接し、一応「則」に従っておきたい。

⑧議者咸冤傷之（一五・b・九）

「恧傷」に作る。恧ならば、人の感情の發露のユニアンスを示し、冤ならば、無実の罪に「ぬれぎぬをきせられる」という事実関係の有無に比重がかかるが、いずれによっても意味は通じる。

⑨路溫舒上疏言秦有十失（一五・b・十）

「上疏言日」に作る。本上奏文の場合いずれも成り立つが、敢えて「言」「曰」の語義を校べると、「言」とは「辛（切れ目をつける刃物）十口」の会意文字で、ことばの内容が相手に明瞭に伝わる様に發声すること。「曰」とは「口十」印の会意文字で口の中からことばが「」型に出てくることを示す。これらの語が文献上に現れる場合は、「言」或は「曰」と単独に用いられるときと、「言曰」或は「言……曰……」の如く複合的に用いられるときに区分されるが「曰言」「曰……言……」の如く用いられることはない。そこで、文献上に「言曰」「言……曰……」と現れている場合、どの様なユニアンスを示すかと言うと、「羣臣皆頓首言曰、古者天子亡廟……」（『史記』秦始皇本紀）とある如く、やや改まった内容を示す際に用いられる。また「丞相張蒼、奏言、肉刑所以禁姦……臣謹議、請定律、曰、諸当完者、完為城旦舂……」（『漢書』刑法志）とあるように用いられることもあるが、これを数式化すると、 $\{a+b\}+c$  となり、右において「言」は「」を「曰」は「（）」を示すこととなる。また、

両語が単独で用いられるときは、殆んど差異はないが、「諺曰、嚮棺者欲歲之疫」(『漢書』刑法志)とある如く間接話法的に用いられるときは「曰」が用いられるのが一般となっている。

⑩ 語在溫舒傳(一五・b・一一)

「語在溫舒」に作る。抄本には「伝」はない。脱誤であろう。

⑪ 巧文寢深(一五・b・一二)

「巧文寢深」に作る。抄本に従うべきである。「寢」には「次第に」「だんだん」等の副詞的用法はなく、これに拠っては解釈できない。

⑫ 齋居而決事(一六・a・六)

「齋居而決事」に作る。『大学衍義補』「慎刑憲、謹詳猷之議」に「宣帝置廷平、季秋後請讞、常幸宣室、齋居而決事、丘濬曰……齋居、則心清而慮專、燭理明而情偽易見。」とあることから、一応、刊本に従っておきたい。

⑬ 若開後嗣(一六・a・一一)

「若開後嗣」に作る。王先謙は「開、啟導之意」と補注しているが、「開」をとるべきであろう。その際の意味は「若し、子孫のことを考えておくならば」となる。

⑭ 政衰聽怠(一六・b・一)

単に「衰聽怠」に作る。抄本に「政」はないが、脱誤であろう。

⑮ 斯豈刑中之意哉(一六・b・五)

「斯豈刑中之意哉」に作る。「刑法志」の前半部(刊本二・オ)に「大刑用甲兵、其次用斧鉞、中刑

用刀鋸」とあることから「中刑」と誤写したようである。因みに「中刑」ならば「中程度の刑罰」「刑中」ならば「刑罰が適正」となる。

⑩⑪<sup>\*</sup>其議律令可蠲除輕減者條。奏惟。在便安萬姓而已（一六・b・五〜六）

「**條奏**」に作る。「條奏」であれば「簡条書きにして上奏すること」「**條奏**」であれば「内容を整えて上奏すること」となり、いずれも成り立つ。

「**萬民**」に作る。周知のごとく、唐の太宗の諱は世民であり、為に唐代の文献は「世・民」を避諱することが故となっている。避諱の方法は「民」に代り「姓・人」などの代字を当てる方法と、字の一面を省く（欠筆）の方法とがあるが、刊本は前者に抛り、抄本は後者に抛っていることが明瞭とされよう。また、一般に「百姓」「万民」と熟されていることから「刑法志」の原本においては「万民」とあったことが察せられよう。

⑫今大辟之刑千有餘條。（一六・b・八〜九）

単に「**千有餘**」に作り、「條」はない。史料に「條」があった方が文意は明瞭となるが、記事の前接部をみると「甫刑云、五刑之屬三千。大辟之罰其屬二百」とあり、文脈上はむしろ無い方が自然である。

⑬它比（一六・b・九）

「**他比**」に作る。『經典積文』に「它、古他字」とあり、『正字通』に「他、通作佗、或省作它」とある。また『睡虎地秦簡』によると「它」に作ることから、「它」を「他」の古字と解釈しておきたい。

⑭自明習者。不知所由（一六・b・一〇）

「**自明習法**」に作る。「自明習法者」とあれば完璧であるが、文脈上、四言句にしたのであろう。なお、刊本（一六・b）に「明習習令者」とある。そこで抄本における「法」に従っておきたい。

㉑ 二千石 二千石 (一六・b・一二)

「二千石も石と」に作る。「二(二の字点)」を用いる例は、すでに『睡虎地秦簡』に見られることから、簡牘類では本来、抄本の用例によっていたと思われる。

㉒ 較然 (一七・a・一)

「較然」に作る。文脈上この箇所は「あきらか」となるべきで、抄本によっては、意味が通じない。

㉓ 準古法 (一七・a・二)

「準古法」に作るが、これは「準」の俗字である。

㉔ 仲山父 (一七・a・三)

「仲山甫」に作る。『春秋左氏伝』「宣公二年」及び『史記』「周本紀」に「仲山甫」と作り、『国語』「周語」には「樊仲山甫」と作る。一応「甫」に従っておきたい。

㉕ 徒鈎 撫微細 (一七・a・五)

「鈎」に作る。漢語としては鈎撫と熟しているので、刊本に従っておく。

㉖ 是。目大議不立 (一七・a・一〇)

「以是」に作る。両本間の意味に大差はないようであるが、小川環樹・西田太一郎著『漢文入門』三五頁によると「是以」は「ここをもって」と訓読し、「是」は上に述べられた観念的な内容をさす。「以是」は「これを以て」と訓読し、「是」は上に述べられた具体的な事物をさす」とあり、この書に従うならば、刊本をとるべきとなる。

㉗ 漢興之初雖有約法三章網漏吞舟之魚。然其大辟尚有夷三族之令。(一七・a・一二) 一七・b・一

「細漏各其之魚石趾其大群」に作る。抄本によって「名目はそうであっても」と解釈であるが「雖」があるので衍字であろう。

「尚有三族者之令」に作るが「者」は衍字であろう。

⑳ 斬左右止（一七・b・二）

「斬右趾」に作る。「止」とは、本来、象形文字で足首全体の形を表していたが、後世、会意文字の「趾」が形成されるに及んで、「止」を以って足首・足指を現すことはなくなった。「趾」は「足十音符止」の会意文字であるが、これがいつ頃形成されたかは明瞭ではない。しかし、既に『爾雅』に見えるところから、漢代には形成されていた様である。刑名としての斬趾は、秦簡にも見られるが、ここでは「止」に作っている。従って『漢書』の原文においても「止」に作っていた可能性が大である。ただし、『漢書』殿本には「趾」に作っている。ちなみに、唐の太宗年間（六二六～六四九）に撰せられた『晋書』刑法志には明らかに「趾」に作っている。

㉑ 其誹謗詈詛者又先斷舌（一七・b・三～四）

「其誹謗詈詛者又先斷舌」に作る。本来「又」一字で「その上・また」などの意味を現すが、記事の前後を通読すると、この記事における表現方法の特殊的部分を知ることができる。すなわち「今日、当三族者、皆先黥劓、斬左右止、答殺之、梟其首、菹其骨肉於市、其誹謗詈詛者、又〔又〕先斷舌、故謂之具五刑」―漢初の三族誅は、執拗に念が入った方法であったが、誹謗罪などに及んで、その上さらに、断舌の刑まで付加されていた。―とあり、ここに、残酷な諸刑の上にさらに累加される断舌刑に対する撰者の遣る方ない気持が察せられる。そこで敢えて「又」の疊語を以って右文の修辭をなしたということも考えられる。従って、兩本共に成り立つと言えるが、一先ず刊本における通例に従っておきたい。

③1 父母妻子同産相坐及收所。累其心使重犯法也。(一七・b・一〇〜一一)

本文には、兩本の校勘の前段階として検討しておくべき事がある。すなわち、文の後段に「使重犯法也」とあるが、これを通常の読法によって解釈すると、「重ねて罪を犯さしむ」となり、ある者が罪を犯したとき、その罪は本人の身に止まらず、家族にも及ぶ」とする上接文の趣旨との間に大きな矛盾を呈することとなる。そこで顔師古は「重は難なり」と註解しているが、「難かたんずる」の義は「厲王以此婦国益恣、不用漢法、出入警蹕、称制、自作法令、数上書不遜順。文帝重自切責。如淳曰、重、難也」(『漢書』卷四四「淮南厲王長伝」)とある用例を見ても分るとおり、「おもんずる」「たつとぶ」「はばかりる」等の意から派生したもので、師古の解釈には直ちには従い難い。そこで、本来「重」の所に「無・勿・弗・莫」などの禁止を表わす助字があったと考えるべきであろう。また、兩本間における辞句の異同を見ると、次の二箇所にわたり出入があり、右の事がらと合せても、文全体に対し、一層慎重な考勘をなしておく必然性が感じられる。そこで、兩本の校合をなすと、

。単に「~~父母妻子~~同産相坐及收」に作り「相」の一字を欠く。刊本のごとく「相坐」とした方が意味は明瞭となるが、右文のすぐ前の記事に「坐之及収」とあり、単に「坐」とあっても、これを謬りと断することはできない。

③2。単に「~~刑累其心使重犯法也~~」に作り、「目」一字を欠く。「所」のみでも「所以」に近い意味を帯びることがあり、この場合でも「その心をつなぐ所は、法を犯さざらしむるにあり」となり、一応、意味は通じる。結論として、兩本ともいずれも成り立つが、「刑法志」の内であっても本文が取り分け問題となる箇所であることだけは認識しておく必要がある。

③3 既不能道。(一八・a・二)



「**既不能導**」に作る。刊本において、師古が「道説曰導、以善道之也」と註解しているごとく、「導」の方が意味は明瞭となる。ところで、『睡虎地秦簡』を見ると「凡法律令者、以教道民」（語書）とあるごとく、本来「導」に作るべき所に「道」を用いている。反面「將發令、索其政、毋發可導史煩請」（為吏之道）とあり、この兩字間には現代におけるがごとき明確な使い分けがなされていなかったことが知られる。

③④ 朕未見其便宜孰計之（一八・a・三）

「朕未見其便宜孰計之」に作る。右文の意味は「朕はこの様な方法の善き点を見出していない。このことを十分に考慮せよ」となり、抄本における「孰計」を是としたい。

③⑤ 平勃乃曰（一八・a・三）

「平勃乃曰」に作るが、「勃」の謬りである。

③⑥ 陛下幸加大惠於天下（一八・a・三〜四）

「陛下幸加大惠於天下」に作る。これに従えば、「天子は格別愚かなことを天下になした」となり、不敬問題にまで発展しかねない大問題となる。そこで、当然刊本に従うべきとなるが、本事例は抄写本ならではの誤謬であり、もし「大愚」のまま刊行される様なことがあれば、翻刻者はじめ責任官にまで嚴罰が及んでいたであろう。なお、抄本において「惠」は二例見られるが、「**高惠之間**」「**失本惠矣**」とある如く、抄本右字の様には抄していない。従って、これを「くずし字」「くせ字」と見做すことはできない。

③⑦ 臣等謹奉詔（一八・a・五）

単に「臣等奉詔」に作り、「等」一字を欠くが、前後の繋がりから刊本に従うべきであろう。

③⑧ 收律相坐法（一八・a・五）

「收律相承望法」に作る。文法的には抄本によっても通じるが、「承」は衍字であろう。

③⑨ 夫目孝文之仁平教之知(一八・a・八)

「以孝文之仁平教之知」に作り、「夫」を欠く。「夫」は“それ”“いったい”等を表す発語の助字であるが、前後の文脈から判断して、敢えてここに用いなければならぬ必然性は感じない。そこで、一応、抄本に従っておきたい。なお、抄本における「平教」は既述③⑨のとおり誤字である。

④⑩ 猶有過刑謬論(一八・a・八)

「猶有過刑謬論」に作る。抄本では刊本の「論」を「戮」に作るが従うことはできない。

④⑪ 而況庸材溺於未流者乎(一八・a・八〇九)

「而況庸材溺於未流者乎」に作るが「未」は「末」の誤である。

④⑫ 一日辭聽(一八・b・一〇)

「一日辭聽」に作る。『説文』『正字通』によると「辭」は「辭」の籀文であるとある。そして「辭」は「辭」に通じることから、両本間に意味上の差異はないと言える。なお『五体字鑑』“辭”の項には次のごとき書蹟が示されている。

(イ) 辭

德陽公碑

(ロ) 辭

顔真卿

(ハ) 辭

王羲之

④⑬ 一日議親(一八・a・一一)

「一日親」に作り「議」の一字を欠くが、「議」の脱誤である。

④五日議功（一八・b・三〜四）

単に「功」に作るが、三字の脱誤であろう。

④五日議功（一八・b・七）

「二日許群吏」に作るが、「許」とすべきを誤ったものである。

④二日老耄（一八・b・九）

「二日老耄」に作る。本文は『周礼』『司刺』からの引用であるが、『周礼』には「老旄」と作る。さて「旄」「耄」の三字はいずれも「亡報」の反切を音符とする形声文字であり、その意味も相似たものである。そこで、「老旄」と「老耄」の用例を見ると、「老耄」と作るのが一般的用例となっている。『国語』周語下・『礼記』曲礼）ただし、『漢書』武帝紀には「衰夫老旄孤寡繆独」とあり、「耄」を「旄」とするのが班固の筆法であったのかも知れない。

④二千石官二千石官（一九・a・四〜五）

「□長」に作る。抄本には残欠があって、正確に校比することはできないが、漢代においては「二千石官」は地方長官を表し、また、長官は「官長」とも呼称されていた（『漢書』武帝紀に「二千石官長、紀綱人倫」とある）ことより、抄本には「官々長々」とあったと推定される。もし、「官々長々」とあるならば、両本の意味する所は相似たものとなろう。

④姦有所隠則狂而浸廣（二〇・b・六〜七）

「浸廣」に作る。この場合「次第に」という意味となるが、この意味においては「浸」を用いるのが通常である。ただし、『漢書』の諸篇では「浸淫」（高五王伝）「浸盛」（外戚、孝成班婕妤伝）「浸潤」（谷永伝）とあ

る如く「寢」を多用している。もっとも「浸」は「浸」の古字であることを考えると両字の校比をなすことは実益の少ないことかも知れないが、唐代の抄本が「浸」に拠り、宋以後の刊本がその古字たる「寢」に拠っていることには注意しておく必要がある。

④⑨ 今之知法者不失有罪末矣(二〇・b・八)

「今之知法者不失其罪末矣」に作る。抄本は「有」を「其」と作るが「その」が一体何を表しているのか不明であり、刊本に従いたい。

⑤⑩ 今之聽獄者(二〇・b・一〇)

「今之聽者獄」に作り「者」の一字を欠くが、抄本には従えない。

⑤⑪ 求所自殺之(二〇・b・一一)

「求<sup>レ</sup>自殺<sup>レ</sup>」に作り「所」の一字を欠くが「今之聽獄者求所以殺之」と「古之聽獄者求所以生之」は対句で、抄本の脱誤であろう。

⑤⑫ 今之獄吏(二一・a・一)

「今獄吏」に作り、「之」の一字を欠くが、抄本の脱誤であろう。ただし、『漢書』惠帝紀、元年五月の詔に「今吏六百石以上……故吏嘗佩將軍都尉印」とある如く、「之」を省く用例も見られる。

⑤⑬ 抑疆扶弱(二一・a・七)

「抑<sup>レ</sup>扶弱」に作るが、「抑」には従えない。

⑤⑭ 成哀之間(二一・a・八)

「哀成之間」に作るが、前後倒錯の例である。

⑤⑤ 治古者無肉刑 (二一・a・一一)

「治古者無肉刑」に作る。本項より⑤⑥までは『荀子』正論篇の引用であるので適時『荀子』本文を参照しておく。その『荀子』によると刊本における「者」は見えない。従って、刊本の「者」は衍字であると言えよう。また、百衲本にも「治古無肉刑」とあることより、刊本の「者」は宋以後混入されたと思われる。

⑤⑥ 菲履 (二一・a・一一)

「菲履」に作る。『荀子』本文には「菲对履」とあり、兩本共に原典と一致しない。しかし、兩本における「对」の脱字を除けば、抄本が原典に忠実であると言えよう。なお『説文』によると「履、履也、从履省其声」〔段注〕晋蔡謨曰、今時所謂履者、自漢以前皆名履、左伝踊貴履賤不言履賤、礼記戸外有二履不言二履、賈誼曰冠雖敝不以直履亦不言直履、詩曰糾糾葛屨、可以履霜履舄者一物之別名、……按、蔡說極精……許以今釈古、故云之履即今之履也」とある。もし、段注の引く蔡謨の説が正しいものであるならば『漢書』原典には「履」に作ってあったとすべきであろう。


⑤⑦ 人莫觸罪邪 (二一・b・三)

「人莫觸罪邪」に作る。『集韻』によると、「邪、或从耳」とあり、兩本間に意味上の差異はない。

⑤⑧ 懲其末也 (二一・b・六)

「懲其末也」に作る。この場合、抄本における「木」では全く意味が通せず、これは誤字とすべきである。しかし、敵一萍『漢書弁疑』(三)(卷二一・a)では、「荀子作懲其末楊倞曰懲末謂將來案徵古懲字魯頌荆舒是懲史記建元以來侯者表引作荆荼是徵」とあり、刊本の「末」も「末」の誤とすべきである。ちなみに、殿本では「末」に作っている。

⑤寛惡也(二一・b・八)

「寛惡也」に作る。『五体字鑑』によると、「惡」の書蹟に「」とあるごとく、抄本に見え  
る「惡」は筆写体の一であると言えよう。

⑥故象刑非生治古(二一・b・八)

「故象刑非生治古」に作る。補注には「官本生下有於字是荀子亦有」あり、百衲本・淳熙本・慶元本・嘉定本・南監本・殿本(官本)にはいずれも「於」が見られることより、抄本の脱誤と見たい。なお、楊樹達『漢書窺管』にも「樹達按、景祐本有於字」とある。

⑥1凡爵列官職(二一・b・九)

「凡爵列官職」に作る。両本間の意味上に大差はないが、『荀子』本文には「官職」とあることから、刊本が正しい。

⑥2刑不當罪(二一・b・一一)

「刑不當罪」に作るが、この場合、刊本における「罪」が正しい。なお、抄本における「江」は『大漢和辞典』等においても見出すことはできない。

⑥3\*不祥莫大焉(二一・b・一一〜一二)

「不祥莫大焉」に作る。『荀子』本文、慶元本、嘉定本、南監本も抄本と同文に作る。なお『漢書弁疑』では「矣字衍荀子及漢紀皆無」とある。刊本に見られる「矣」は一般には文末におかれるが、文の中間におかれるときは詠嘆の意を表わす。しかし、「焉」は「これか」と訓じ、右文においては「これよる大なるはなし」と読むべきことから「矣」は明らかに衍字であると見るべきである。

⑥4 夫征暴誅悖。(二一・b・一一)

「夫征暴誅悖」に作るが従えない。ただし『荀子』本文には「悖」に作り、転写の過程で「悖」に誤ったものと思われる。

⑥5\* 治之威也。(二一・b・一二)

「治之威也」に作る。『荀子』本文には、抄本と同じく「盛」に作る。従って、本来は「盛」に作っていたのであろう。なお、刊本王先謙註に「荀子威作盛、形近字誤」とある。

⑥6 是百王之所同也。(二一・a・一)

「是百王之所同」に作り、「也」を欠く。『荀子』には刊本の如く作っており、抄本の脱誤と認められる。

⑥7 所謂象刑惟明者言象天道而作刑。(二一・a・五)

「**書**所謂象刑惟明者言象天道而作刑」に作る。抄本によれば「〔尚〕書の謂う所は」の意となり、刊本によれば「所謂」の意となり、両本間においてかなりの差異が見られる。しかし、この文に上接する部分に『尚書』の引文があり、抄本における「書」をもって衍字と見ることはできない。

⑥8 抄本は、刊本における「惟」を「維」に作るが、『尚書』益稷の原文には「惟」に作ってあることから、刊本が正しい。

⑥9 湯武順而行之者。(二一・a・九)

「湯武順而行者」に作り、「之」欠く。刊本の如く「之」があるほうが文脈は整うが意味上の差異はない。

⑦0 目俗薄於唐虞故也。(二一・a・九)

「目俗薄於唐虞者也」に作るが、抄本によっては意味が通じない。

①是猶目轆。(二二・b・一)

「**是猶目轆**」に作る。刊本のごとく「轆」のみでも「くつばみ」或は「きすな」の意味を有するが、本来は抄本におけるがごとく「轆」に作ってあったのであろう。ちなみに『楚辞』離騷には「余雖好脩姱以鞿羈兮」に作っている。

②而御驛突。(二二・b・二)

「**而御驛馬**」に作る。『韓非子』五蠹篇に、「如欲以寬政治急世之民、猶無轡策御驛馬此不智之患也」に作り、『塩鉄論』刑德篇に「無銜轂而禦驛馬也」に作ることから、抄本のごとく「驛馬」と熟するのが一般的である。

③目死罔民。(二二・b・四)

「**死罔民**」に作るが「以」の脱誤であろう。

④至乎穿窬之盜。(二二・b・七)

「**至乎穿窬之盜**」に作る。文脈上、右文は「穿盜に至っては」の意味となるが、このような場合は抄本の「于」に作るのが一般である。

⑤姦不塞刑蕃而民愈嫗。(二二・b・一一)

「**姦不塞刑蕃而民愈嫗**」に作る。(1)抄本における「愈」は刊本における「愈」の誤であろう。なお『正字通』によると「愈、俗愈字」とある。(2)抄本における「嫗」は『大漢和辞典』などにも見られないが、『五体字鑑』によると「曼」の筆写体として「**曼**」温彦博藝志、「**曼**」寂照和尚碑のごときものが見られることから、抄本にお

ける「嫗」も「曼」の書体の一と見做されよう。



⑦⑥ 必世而未仁百年而不勝殘 (二二・b・一一〜一二)

「必世而未仁百年而不勝殘」に作るが、「卧」は衍字であろう。

⑦⑦ 豈宜惟思所目清原正本之論 (二二・b・一二〜二三・a・一)

「豈宜惟思所目清原正本之論」に作る。右文の意味は「どうして原を清め本を正す方法の論(或いは議)を考えるべきであろうか」となるが、「議」に作っても同趣旨となろう。なお『漢書類管』では、右文に対し、「先謙曰：豈宜、宜也。周語：豈繁多寵。章注：豈、辞也。樹達按：丙吉伝曰：豈宜褒頤、先使入侍、語例同」とある。

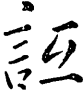
⑦⑧ 刪定律令纂二百章 (二三・a・一)

「刪定律令纂二百章」に作る。抄本の「纂」は「纂」の誤であろう。もし「纂」であるならば、刊本の「纂」と同じく「撰」に通じ、意味するところが同じとなる。ところで『漢書』他篇の事例を見ると、(イ)「門人相与輯而论纂」(芸文志)(ロ)「纂書刪詩」(叙伝下)とあり、『漢書』では「纂」に作るのが一般であったと思われる。

⑦⑨ 皆復古刑 (二三・a・八)

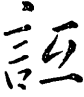
「皆復古刑」に作るが、抄本の筆写ミスであろう。

⑧⑩ 詆欺文致 (二三・a・八)

「詆欺文致」に作る。『五体字鑑』によると、「詆」の筆写体として「」の書蹟を示す。このことから、抄本における「詆」も筆写体の一と見做されよう。



王 續

「」の書蹟を示す。このこ

⑧1 順稽古之制 (二三・a・一一)

「順古之制」に作る。「古制にしたがう」という意味であれば、抄本のごとくで問題はない。刊本によれば「古の制を考へることにしたがう」或は「古にならう制にしたがう」となり、やや冗長の感が免れない。

⑧2 詩云宜民宜人 (二三・a・一一)

「詩曰宜民宜人」に作る。刊本においても、「書曰」(二三・ウ・一)とあるごとく、「云」「曰」兩字の使い分けはさほど嚴格にはなされなかつたようである。

⑧3 爲政而宜於民者 (二三・a・二)

「爲政而宜於民者」に作る。刊本により趣意をとると「政をなして民によきにはからう」となるが、抄本においては二字の顛倒があるようである。

〔註 釈〕

△ 孟康曰孝武欲急刑吏深害及故人入罪者皆寬緩 (一五・b・二)

「孝武欲急刑吏深害及故人入罪者皆寬緩」に作る。本項における問題点は次の三点である。

(1) 抄本の「官」は「害」の誤である。

(2) 刊本における「故人入罪」は当時の法廷用語として熟していることから、抄本の「人入」は文字の顛倒である。

(3) 抄本には文末に「之」があるが、この方が意味は明確となる。

△ 晉灼、曰當重而輕使有罪者起邪惡之心也 (一五・二二一六・a)

「晉灼曰當重而輕使有罪者起邪惡之心」に作る。刊本では文末に「也」があるが、刊本によった方が文脈が整う。

△ 如淳曰廷史廷尉史也呂囚奇曰鞠窮也獄事窮竟 (一六・  
辭決獄事爲鞠謂疑獄也李也師古曰李說是也)

a・二(三)

「如淳曰廷史廷尉史也」に作る。刊本は如淳注と李奇注から成るが、抄本は如淳注のみを附し、李奇曰律史獄爲鞠謂疑獄也

注を欠く。また、抄本では「事」の一字を欠くが刊本に従った方が意味は明瞭となる。

△ 如淳、室布政教之室也重用刑故齋戒曰決事晉灼曰  
曰宣、室殿師古曰晉說是也賈誼傳亦云受釐坐宣室  
未央宮中有宣之側也齋則居之補注先謙 (一六・a・六(八))  
蓋其殿在前殿、曰官本無晉說是也四字

「如淳曰未央宮中有宣室殿」に作る。兩本間の註は大幅に異なる。これを図式化すると、

(抄本)

A

(如淳註)

(刊本)

B

(如淳註)

A

(晉灼註)

A・Bに對する批判

(師古註)

となる。本来の如淳註は抄本の如くであったと思われるが、もし、かようであったであるならば、刊本の師古註はどのような意味を有するのであろうか。

蘇林曰招音翹翹康曰招求也招致權著(二六・b・二〇三)  
舉也猶賣弄也孟己也師古曰孟說是也

「孟康曰招求也翹  
目始權着己也」に作る。問題点は次の二点である。

(1)抄本では蘇林註を欠く。

(2)刊本では「或曰」の二字を欠くが、この場合必ずしも必要ではないであろう。

師古曰常文之外主者別有所請曰定罪也它比謂(二六・)  
奇請謂引它類曰比附之稍增律條也奇音居宜反

b・九〇一〇

「如淳曰奇請奇揭諸不在請以之故教後」に作る。刊本では、抄本に見られる如淳註が見られず、これに替って、抄本の如淳註とほぼ同趣旨の内容を師古註として掲げる。この様に、師古が他家の註釈を自説に置き換えることは『漢書』全般に見られることであるが、このような事例を眼の当たりにすると、前出△なども、師古の作為たる疑念が生じてくる。

△ 師古曰「典之辭恤憂也」  
虞書舜「言當憂刑也」 (一七・a・一一二)

「惟刑之故逸也古文曰恤と憂也言當憂刑」に作る。刊本では、抄本の「蔡模」注がなく、替りに、版本とほぼ同趣旨の内容を師古註として掲げる。これも、師古による剽窃の一例として認定すべきであろう。

△\* 師古曰「菲草履也純緣也衣不加緣示有恥也菲音扶味反純音之允反補注先謙曰墨一名黥此墨黥」  
謂以墨畫當黥不加刻涅也荀子楊倞注引慎子曰有虞氏之誅以畫跪當黥曰草纓當劓曰履紉當刑曰艾畢當宮又尚書大傳曰唐虞之象刑上刑赭衣不純中刑雜屨下刑墨劓  
屨巾也案菲履與履紉同或草或紉爲履紉泉也 (一一・b・一一二)

一・a・一一二

「大綱」→「華後」→「日此錄也」に作る。刊本によると、この部分は師古によって註されたとされる。しかし、抄本

によるとく、刊本における師古註とは、前註者によって既になされた註釈に対する剽窃の一例といえるものである。これを図示すると、

(抄本)

(刊本)

① 文穎曰「草履」

師古曰「菲草履也。」



② 晋灼曰「純編也」

純緣也

となり、盗用の根跡が明瞭とされよう。なお、王重民氏は「小顔（顔師古）因古人之説以為説者也、非見此卷、焉能弁之」と評している。

△ 如淳曰古無象刑也。所人惡刑之重故遂推言古之聖有象刑之言者近起今自治補注先謙曰官本生下有

君但召象刑天下  
於字是荀子亦有 (二一・b・八)

如淳曰古無象刑之言者近起今人志刑之言故遂言

「に作る。抄本には「古無象刑也」「推」「古之聖自治」を欠き、刊本には

「(所)以」を欠く。また、抄本では、抄本の「遂」を「遠」に作っている様である。そこで、これらを整理すると(1)「古無象刑也」と「古之聖自治」とは如淳註に対する「註」ともとれる。(2)刊本の「以」を欠くは脱誤と思われる。(3)抄本による「遠」は「言及」しない」と解せば意味は通じる。

△ 李奇曰世所曰治者乃輕也（補注）錢大昭曰李說非也  
 刑重也所曰亂者乃刑則不敢犯故重亂世刑不行則  
 楊倞曰爲治世刑必行人易犯故輕其說得之  
 （三二・a・二〇三）

右注は抄本にはない。

△ 孟康曰曰繩縛馬口之謂鞮晉灼曰鞮古羈字也如淳  
 曰騾音捍突惡馬也師古曰馬絡頭曰羈也（補注）先謙  
 曰說文騾馬突也淮南汜論作騾馬高注騾  
 馬突馬也騾卽騾之省官本羈作羈絡作駱  
 （三二・b・二〇三）

「如淳曰鞮音捍以繩索  
 馬頭曰鞮騾突之馬」

容が大幅に異なる。との問題点があるが、この様な異同が生じた主因は、刊本は「騾突」に注し、抄本は「鞮羈而御騾馬」に注していることにある。（本文の校勘は②を参照）しかし、ここで、注意すべきは、兩本間における如淳註である。抄本では、単に「鞮」に対し注するが、刊本では抄本に存在しない「突」に対して註している。私見によると、刊本本文の「突」は、抄本如淳註の「騾突之馬」が混入したと解するが、刊本の註の中にこの様な形で如淳註が現れるのは何故であろうか。恐らく刊本の如淳註とは、後人による附会であろう。この様に理解すると、刊本に附される四家の註に対しては一際慎重な扱いが要められよう。なお、杭世駿『漢書蒙拾』に「是猶以鞮而騾突」とある。

△孟康曰簞音撰補注錢大昕曰說文簞具食也从食算聲或作饌从巽今人撰述字从手乃後人增加

(三・a・)

二)

「纂」  
撰也

「纂」に作る。抄本においては「孟康曰」を欠き、刊本においては「也」を欠く。(向本間において「撰

「纂」の異同が見られるが、この点に関しては⑩で論じておいた)右註が誰によって記るされたかについては(イ)孟康による。(ロ)蔡模による。(ハ)その他の註釈家による。の三通りが考えられるが、ここでは、そのいずれとも判じ難い。なお「也」はここに付されていた方が文脈が整う。

△

李奇曰欲死邪欲腐邪  
補注王鳴盛曰魏志陳

羣議云漢除肉刑而增加笞本與仁側而死更眾所謂名輕實重也名輕則易犯實重則傷民且殺人償死合於古制至於傷人或殘毀其體而裁剪毛髮非其理也若用古制使淫者下於蠶室盜者別其足永無淫放穿窬之患矣夫三千之屬雖未可卒復若斯數者時之所患宜先施用漢律所設殊死之罪仁所不及也其餘遠死者可引刑代如此則所刑與所生足引相質矣今引笞死之

法易不殺之刑是重人肢體  
輕人軀命也其旨本班氏

(三・a・二)



# 李奇曰 殷亦中

(二三・a・一一)

右の二註は抄本にはない。

## 四 顔師古註への疑義

前節の校勘を通じて考察したごとく、師古による先人の註の剽窃や他家によりなされた註に対する改ざんの事實は覆うべくもなく、第二節で紹介した諸家の批判は当を得ていることが再確認されよう。

本来であるならば、本稿はこの辺りで擱筆すべきであろう。ところが、近年、師古註を再評価する論考が出されているので、本節においては、近現代になされた師古評を中心に考察したい。

さて、師古註に対し、批判的な見解は次のとおりである。

(i) 張儉生氏は「漢書著述目錄考」において、「顔注之掇襲」「顔注之繁複」の項を設け、古くは、宋以来の諸家の師古註を詳しく紹介すると共に、師古註の問題点を明示している。<sup>(33)</sup>

(ii) 彭仲鐸氏は、十余年の歳月を費し『漢書』の佚註を輯め「漢書佚注叙例」としてまとめられた<sup>(34)</sup>。氏によって下された師古註に対する評価は、

① 師古の参閲した注は二三家に止まるものではない。

② 旧注（師古に先立つ諸注）の佚失した理由の一は、師古がこれらを刪去したことによる。

③ 今本『漢書』において顔注として載せられているものでも、其の實、顔注として認められないものもある。

とある如く、甚々厳しい。

- (iii) 楊明照氏は「漢書顔注發覆」において、三六二箇条に及ぶ剽窃の例を挙げ、師古註の本質を糾している。<sup>(35)</sup>
- (iv) 王重民氏は、前節△にて既述した如く、師古が古人の説を自説に置き換えていることを指摘している。<sup>(36)</sup>
- (v) 富永一登氏は、『文選』李善注と『漢書』師古注と対比されつつ、「李善は決して他人の説を無断で使用することとはしない。また、原典の字句を勝手に改字して引用することもしない。引証によって正文を解釈しようとするからには、当然ながら厳然とした態度である。これに対して、顔師古は他人の説を多数剽窃している。……この態度は、李善の厳密な態度と好対照である」と、師古註に対し厳しい評価を加えている。<sup>(37)</sup>
- (vi) 饒宗頤氏は、かつて師古が蔡謨に対しなした批判は当を得ないことを述べ、王重民氏の見解を支持している。<sup>(38)</sup>

これに対し、師古註を肯定的に評価するものとしては以下の諸論がある。

- (i) 吉川忠夫氏は、師古註を評し、「家学の伝統をふまえ、先人の注釈を涉猟し、そのうえに自己の新知見を加えて成った」と称賛をなしている。<sup>(39)</sup>

(ii) 祝鴻傑氏は、語言的見地より、師古註の特徴を十項目一五〇余の事例より、

- ① 旧陋を打破し、発明をなす。
- ② 博引傍証にして唐代の訓詁に通じている。
- ③ 注文は簡明にして的確である。

④ 先学の訓詁法を明示し、後世の訓詁学の発展に寄与

と、その長所を挙げ、次いで

- ① 増字をして解釈に充てる。

- ② 文字にとらわれ、真意から離れる。
- ③ 解釈において、こじつけやくどさがある。
- ④ 解釈相互間に自家撞着が見られる。
- ⑤ 同義連文の詞を誤釈している。

と短所を併述しているが、その至らざる処は、「白壁の中の微々たる瑕」に過ぎないと、基本的には高い評価を下している。<sup>(40)</sup>

近現代における師古註への評価は以上のとおりである。とりわけ、楊明照氏による精緻な労作は、師古註の評価に決定的な証憑を明示したという点で重大な意味を有している。

しかしながら、一方では、吉川忠夫氏、祝鴻傑氏の如く、師古註を高く評価する見解も存する。そこで、主として、師古註の肯定論者の説を巡って考察を加えよう。

かつて、趙翼は師古註に対し、たとえ瑕疵があっても、時代的背景を考慮し寛大に扱うべきことを述べ<sup>(41)</sup>、吉川氏もこの立場を踏襲している。しかしながら、この様な寛容な見解が成り立つには、評価されるべき者自身が他者に対し寛容であるという条件が要められよう。師古の先学に対する態度は次なる一文によって十分に窺い知ることができよう。

蔡謨は、まるまる臣瓚注の一部を取り、『漢書』に散入した。以来、始めて注本が現れた。但し、意は浮き上がり、功は浅く、十分な校訂を加えず、編輯は粗雑であり、錯乱は実に多い。或るときは、本文をばらばらにし、字句を隔ててしまっている。こじつけの解釈が妄になされているのは、主として、この様な理由によるもので、〔蔡謨〕注がなされる以前と、その内容は大きく変わってきている。〔蔡〕謨もまた二〜三箇所独自の解釈を付し

ているが、それらは、学者にとって、畢竟、無益なものである。(『漢書』叙例)<sup>(42)</sup>

と、少なからぬ字句を費し、先学の蔡謨を貶責している。一步譲って、蔡謨註に多少の問題点があったにせよ、それは、あくまでも技術的な巧拙の域を出るものでなく、いわゆる「剽窃」等の事象とは全く次元の異なるものである。

また、吉川氏は、ほぼ一貫して師古の註釈法を評価する。そして、かつて、姚班や王鳴盛によって指摘され、先人の業の盗用に對し、

師古注が姚察説を参考に資した形跡はおおうべくもないであろう。しかしながら、顔之推説、顔遊秦説を師古注があたうかぎり吸収しようとしてとめたのにくらぶればどうであろうか。今日判明する姚察説は『漢書訓纂』全体からすればとるにもたらぬ五十条にすぎないが、それらにかぎっても顔師古によって捨てられたものはすくなくないのである。……顔師古が姚察説を「名氏を隱没して將って己が説と為し」たことに對する姚班〔班?〕の憤慨は、なるほどもっともなところがあった。しかし顔師古が姚察説を取捨するにあたって慎重な検討をくわえたこともまた事実である。しかもそもそも師古注には、漢、魏、晋の旧注にかえるべしとの大原則が存在した。この大原則のもとでは、祖父や叔父の名すらあえて「隱没」された。したがってたとい「名氏を隱没」してではあれ、姚察説のいくつかが採用されたことは、顔師古の意識としてはむしろ名譽と考えられるべきことがらであつたかも知れない。<sup>(43)</sup>

と述べ、さらに、師古により姚察『漢書』注に對してなされた「近代の注史、競いて該博を為し、多く雜説を引いて本文を攻撃す」<sup>(44)</sup>との批判を全面的に支持し、却つて批難の鋒先を剽窃の被害者たる姚察に向けておられる。しかしながら、虚心担懐、師古が先人に對して言動を考へるとき、果して、吉川氏の如き結論を導く余地があるであろうか。

最後に、師古が生きた時代の家学のあり方について述べたい。吉川氏は、「顔師古が顔遊秦の説をだまつて借用し

ていること」を前提とし、

家学とは、ながい時間をかけて堆積された一家の共同研究の成果ともいべきものであろう。それはだれか一人の個人名に帰しえぬ部分をすくなくならずふくむであらう。師古注が家学の集成であったことは、顔師古の姪の顔昭甫が師古注の制作をたすけたと推測されることによつていっそう確認しうるのである。

と、南北朝から隋唐に至る時代における家学について基本的性格を述べられている。<sup>(46)</sup>しかし外ならぬ『顔氏家訓』には、

古より文人の多くは、軽薄なことに陥りがちであったのである。<sup>(46)</sup>

と、警句を発し、屈原・宋玉等の所業を例示しつゝ、

班固は父〔班彪〕の著した歴史を盗窃した。<sup>(47)</sup>

と、厳しい指弾を加えている。師古は、当然、右の一節を修めたはずであり、父祖の業でも濫りに己のものとすること<sup>(48)</sup>の是非については十分わかまえてゐる。況んや他家の業においてをやである。さらに、『顔氏家訓』には、子推の九世の祖たる靖侯の言として、

汝の家は、書生門戸にして、世々富貴なることなし。今後も官に仕えて二千石を越えてはならず、婚姻をなすにあつて権勢家を相手となしてはいけない。<sup>(48)</sup>

と、慎み深い生活態度を旨とすべきことを説いている。しかし、『新唐書』本傳には、

師古は秘書少監に任命され、専ら刊正の事業にたずさわった。古篇の奇字の世々不明なものは、十分な吟味を加えたのち必ず本源にまであたるほどであった。しかし、多く後進を引き警校にあずかるときは家からの低い者を抑え、権勢家を先にし、商賈といえども金持ちの者は、選の中におし込んでしまった。このため、世論は師古の

人格を怪しみ、斥けて郴州刺史とした。<sup>(49)</sup>

とある如く、師古の処生法はあきらかに、父祖の教訓に背いている。

以上、先学の諸見を整理するとともに、私見を加えてみたが、竟に、師古註を肯定的に評価するには至らなかった。

## あとがき

秦漢法制史の分野において、『漢書』刑法志は、必須の基本史料である。この刑法志のおよそ三分の一に相当する部分に関しては、唐代の抄本が現代にまで伝わっている。本稿は、この抄本と通行版本との字句の校勘を主たる目的としており、次いで、師古註の本質を問うことを副次的目的としている。

師古註に対する批判は、第二節・第四節において果説した如く多くの先学により説かれており、改めて師古註を論ずることは「屋下に屋を架す」の感もあった。しかし、①古今の諸見を整理する。②『漢書』刑法志の校勘を通して、先学の見解を再確認する。ことに本稿の副次的意義を求めた。論文作成の過程において、諸学の研究を参考しえたりわけ、楊明照氏による「漢書顔注発覆」の意義は大きいものであった。極言すれば、この一篇により師古註の本質は説き尽されていると言えるほどの内容である。小稿の校勘は楊氏等先学の後塵を拝しつつなされたものであり、内容的にも粗略な点が少なからぬ点を懸念する。

なお、資料の収集にあたり

高明士氏（国立台湾大学歴史系教授）

間瀬収芳氏（橘女子大学講師）

の両先生より多大なるご援助を賜った。よって、ここに特記し謝意を表したい。

〔乞海内君子有以教之〕

〔註〕

- (1) 王重民「敦煌古籍叙録」(中華書局、一九五七年初版、一九七九年再版) 七六頁
- (2) 范公諡著。黃任恒校補「兩漢書旧本攷」(『信古閣小叢書』所収)
- (3) 張儉生「漢書著述目錄攷」(『女師大學術季刊』第二卷第二期、一九三二年)
- (4) 張元濟「影印北宋景本前漢書跋」(『東方雜誌』第二八卷第二期、一九三二年)
- (5) 倉田淳之助「漢書板本攷」(『東方學報・京都』第二七冊、一九五七年)
- (6) 平中荅次「米沢上杉家藏西宋慶元本漢書について」(『立命館文学』一五〇・二五一号、一九五七年)
- (7) 張儉生「前掲論文」
- (8) 「班嘗以其曾祖察所撰漢書訓纂、多為後之注漢書者隱没名氏、將為己說、班乃撰漢書紹訓四十卷、以發明旧義、行於代」(『旧唐書』卷八九「姚班伝」)
- (9) 「予曾見蕭該『漢書音義』若干篇、時有異議、然本書十二篇今無全本、顏監集諸家漢書注、独遺此不収、疑顏當時不見此書、云今略記於後」(『宋景文公筆記』中「考古」)
- (10) 「試掇其重複大甚者如鄉說曰嚮解說曰懈」(『史略』卷二「顏氏所注重復」)
- (11) 「師古叔父遊秦讓漢書決疑十二卷、為學者所稱、師古注漢書多取其義、今叙例竟不及、遊秦全書中亦從未一見、本伝載師古典刊正引、後進為雙校、抑素流先貴勢、富商大賈亦引進之物論稱其納賄、太宗謂曰卿學識可觀、但事親居官未為清論所許、師古之為人如此、撰叔父之善而没其名殆亦其一蔽乎」(『十七史商榷』卷七「漢書叙例」)
- (12) 「顏師古漢書集注、多掩他人之說、以為己說」(『讀書叢錄』第二四卷「漢書集注」)
- (13) 「今師古亦標專注、而天文地理、非孟康臣瓚無以發明、典章風俗、非応邵如淳不能宣究。故律歷、天文、翼奉、京房諸篇通一語」(『漢書疏証』)
- (14) 「枚乘伝注隱匿謂僻處於東南也、抛文選乃韋昭注。梁下屯兵方十里乃張晏注。今漢書均以為師古注」

- (15) 「古人著述、往往有先創者不得名、而集之者反出其上、遂因以擅名者、固不特此二書也」(『陔余叢考』卷五「班書顏註皆有所本」)
- (16) 師古『漢書注』と司馬貞『史記索隱』とは、「如日月并照」と稱賛する。(『史記索隱・跋』)
- (17) 一例として「漢書叙例、顏師古註、其所列姓氏鄧展文穎下並云魏建安中。建安乃漢獻帝年号、雖政出曹氏、不得遽名以魏」(『日知錄』卷二八「漢書註」とあるが如し)。
- (18) 「師古具貞幹之姿、集群書之益、存其精粹、去其支離、煥一代之宏議、彰累朝之巨製、惟其不矜己見所以炳耀後來与」(『沅湘通芸錄』卷二・史、所收「漢書顏注引諸家注放」)
- (19) 上海古籍出版、一九八三年
- (20) 法律出版社、一九八三年
- (21) 『華国』第一卷第三期、一九二三年。
- (22) 『清華學報』新、第二卷第一期、一九六〇年
- (23) 『北海道大学文学部紀要』第十七卷一號/第十九卷四號、一九六九年/一九七二年
- (24) 『杭州大学学报』第一卷第二期、一九七九年
- (25) 洪業著『洪業論學集』、中華書局、一九八一年。
- (26) 『文獻』第一一輯、一九八二年
- (27) 楊氏の論文の所在は、張慎生「前掲論文」によって確認しうるが、彭仲鐸「後掲論文」に、「予輯是書六七年、始知宜都楊守敏已著有漢書二十四家古注輯存十二卷。顧至今未刊、不知其稿尚在人間否? 附識於此、冀世之君子、幸留意焉」とある如く、一九三四年当時既に入手しがたいものであったようである。(註(34)参照)
- (28) 饒宗頤編集・解説、林宏作訳『敦煌書法叢刊』第一〇卷・經史(山)、二女社、一九八五年。
- (29) 山本達郎「敦煌発見の大足年籍と漢書刑法志——ペリオ蒐集漢文圖書、三五五七号・三六六九号——」(鈴木俊教授還暦記念会編『鈴木俊教授還暦記念・東洋史論叢』大安、一九六四年)
- (30) 王氏『前掲著書』七六〇七八頁
- (31) 写真版は、財団法人・東洋文庫所蔵のマイクロフィルムによる。
- (32) 書体に関する字典類には、



- ① 松田舒編『五体字鑑』(一九二一年初版、柏書房、一九八〇年改訂新版)
- ② 林宏元主編『中国書法大字典』中外出版社、一九七六年
- ③ 藤原楚水編『書道六体大字典』(三省堂、一九六一年)
- ④ 『書体字典』(東京堂、一九七四年)
- ⑤ 山田勝美監修『難字大鑑』(柏書房、一九七六年)
- ⑥ 赤井清美編『行書大字典』(上)(下)(東京堂書店、一九八二年)
- などがあり、適時参照したが、主として、『五体字鑑』における影印を採録した。
- (33) 張儉生「前掲論文」
- (34) 『国立山東大学文史叢刊』第一卷第一期、一九三四年
- (35) 『中国文化研究』第五期(下)一九四五年
- (36) 王重民氏『前掲著書』七九頁
- (37) 富永一登「『文選』李注引書考——『漢書』顔師古注との関係——」(『小尾博士古稀記念中国学論集』汲古書院、一九八三年)
- (38) 饒宗頤『前掲書』六〇頁
- (39) 吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」(『東方学報』第五一冊、一九七八年)
- (40) 「『漢書』顔注釈例」(『研究生論文選集』語言文字分冊、江蘇古籍出版社一九八五年)
- (41) 前掲註(15)
- (42) 「蔡謨全取臣瓚一部散入漢書、自此以来始有注本。但意浮功淺、不加隱括、属輯乖舛、錯乱実多、或乃離析本文、隔其辞句、穿鑿妄起。職此之由、与未注之前大不同矣。謨亦有兩三处錯意、然於学者竟無弘差。」
- (43) 吉川忠夫「前掲論文」
- (44) 「近代注史、競為該博、多引雜說、攻撃本文」
- (45) 吉川忠夫「前掲論文」
- (46) 「自古文人多陷輕薄」(『顔氏家訓』卷上「文章篇」)
- (47) 「班固盜竊父史」(同右)

- (48) 「汝家書生門戶，世無富貴。自今仕官不可過二千石婚姻勿貪勢家。」〔顏氏家訓〕卷下「止足篇」
- (49) 「〔師古〕俄拜秘書少監，專刊正事，古篇奇字世所惑者，討析申執，必暢本源。然多引後生互讎校，抑素流，先貴勢，雖商賈富室子，亦竄選中，由是素議薄之，斥為郴州刺史」